

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成24年(2012年)7月24日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 7月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 7月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】貸金業者Yの完全子会社Aが, Yの子会社再編を目的とする債権譲渡基本契約に基づきAの顧客Xとの間の継続的な金銭消費貸借取引に係る債権をYに譲渡したからといって, YがAのXに対する過払金返還債務を承継したとはいえないとされた事例(平成24年6月29日最高裁)

【2】同居期間約19年, 別居期間7年の夫Xが妻Yに対し離婚を求めた事案。先天的に重度の障害のある長女をYとその母が24時間介護しているという事情があり, 離婚によってYが過酷な状況に置かれることが想定されるとして一審判決を取り消しXの請求を棄却(平成22年11月26日高松高裁)

【3】外来受診後に急性心筋梗塞で死亡した患者の遺族が, 被告病院に診療上の過失を理由に損害賠償を求めた事案。消化器内科を中心とする一般内科医である担当医師に循環器専門医と同等の判断を要求することは酷として, 過失を認めず原判決を取り消して請求を棄却(平成22年11月26日福岡高裁)

【4】未成年者Xの特別代理人の弁護士Yに対し, 遺産分割協議案が未成年者保護の観点から相当であるか否かを判断すべき注意義務を負うにもかかわらずそれを怠ったとして不法行為を認める一方, 成年後も漫然と事態を放置したXの落度も認め過失相殺を5割とした事例(平成23年8月25日広島高裁)

【5】保険会社の地震免責条項は, 免責の対象となる地震の意義ないし範囲等について何ら限定を付しておらず, 「地震」の語をその強度, 規模等によって限定的に解釈することはできず, 地震と相当因果関係のある損害であれば地震免責条項の対象になると判示(平成24年3月19日東京高裁)

【6】破産管財人が土地建物を一体として売却することを前提として破産法186条の担保権消滅許可を申し立てることは建物の商事留置権の価値を見出す優れた方法であり, 建物部分のみの留置権者による同法188条の買受けの申出は権利の濫用に当たると判示(平成24年5月24日東京高裁)

【7】主観的予備的請求が不適法とされるのは, 被告の法的地位が不安定になるからであって, 本件については問題点が格段に少なく, 被告にとっても一回的解決の利益があるとして, これが適法とされた事例(平成22年12月28日東京地裁)

【8】Y社は, 同社代表取締役Aの辞任の理由について記者会見等で, X社は「反社会的勢力との関係が疑われる」などと表現したため, X社が名誉を毀損されたとしてY社に慰謝料の支払等を求めた事案。Y社の発表には相応の配慮がなされているとして請求が棄却された(平成23年7月19日東京地裁)

【9】被告の事務局員だった原告が提出した退職届を無効として労働契約上の権利を有する地位の確認等を求めた事案。同届は組織内の混乱收拾のため提出され, 被告もそれを認識していたもので民法93条所定の心裡留保に当たり, 同条但書により無効になるとし請求を認容(平成23年9月7日前橋地裁)

【10】借地契約上の無催告解除特約, 並びに破産・競売を理由とする解除特約がいずれも無効であるとして, 土地所有者から建物競落人に対する建物の収去と土地の明渡請求が棄却された事例(平成24年1月13日東京地裁)

(商事法)

【11】Z社の借入れを信用保証したX保証協会が, Zに対する求償権についてYが保証したとして求償金等の履行を求めたところYは, X保証協会は各金融機関との間の旧債振替禁止条項に違反しており求償金等の履行を請求できないと主張したが控訴審で退けられた(平成24年1月26日東京高裁)

(知的財産)

【12】無効審判の請求人である原告が, 被告の本件発明に係る特許に対する無効審判の請求を不成立とした本件審判の取消を求めた事案。原告主張の一致点及び相違点と異なる一致点及び相違点を認定した本件審判は特許法153

条2項に違反するとの主張が採用されなかった(平成24年7月4日知財高裁)

【13】特許出願人である原告が、拒絶査定不服審判の請求を不成立とする審決の取消を求めた事案。日本語を表記するためのローマ字表が自然法則を利用しているとはいえ、特許法2条1項、29条1項柱書にいう「発明」には該当しないと判断された(平成24年7月11日知財高裁)

【14】被告のレンタルサーバに記録された「Plus」という標章が掲載されたウェブページによって、原告の営業表示「PLUS」にかかる権利が侵害されたとして被告のレンタルサーバに上記情報を記録した者につき被告の発信者情報の開示を求め、認められた事例(平成24年6月28日東京地裁)

【15】「花柳流」及び「花柳」、「花柳流花柳会」の名称は原告の営業表示として、それぞれ著名又は周知であるとして、被告の「一般社団法人花柳流花柳会」の名称使用に対し使用差止及び被告名称の抹消登記手続を求め、認められた事例(平成24年6月29日東京地裁)

(民事手続)

【16】兵庫県居住のXが店頭外国為替証拠金取引業者Yに対して神戸地裁尼崎支部に損害賠償請求訴訟を提起したところ、Yは、約款の専属的合意管轄である東京地裁へ移送を求めたが、それが約款全体の中で排他的な管轄合意とは解せないとして同申立は却下された事例(平成23年10月14日神戸地裁尼崎支部)

(刑事法)

【17】刑事確定訴訟記録法に基づく判決書の閲覧請求について閲覧制限事由に該当するとして判決書全部の閲覧を不許可とした保管検察官の処分には、同条項の解釈適用を誤った違法があるとして不許可を是認して準抗告を棄却した原決定を取り消し、閲覧不許可処分を取り消した(平成24年6月28日最高裁)

【18】駅の自動券売機の硬貨釣銭返却口に接着剤を塗布し、付着した釣銭を取得しようとしたが利用客が訪れる前に駅員に逮捕され、窃盗の着手の有無が問題になった事案。本件接着剤を各券売機の釣銭返却口に塗布した時点で窃盗罪における実行の着手を認めた(平成22年4月20日東京高裁)

【19】当時10歳11か月の被害者に対する強制わいせつ被害について、親告罪の公訴提起の有効要件である被害者らによる告訴が存在しないとして公訴棄却した原判決に、請求を受けた事実について審判しなかった違法があるとして原判決を破棄し原裁判所に差し戻した事例(平成24年7月3日名古屋高裁金沢支部)

(公法)

【20】行政庁の行った建築基準法59条の2第1項に基づく許可処分が違法であるとして、本件敷地の近隣に事務所を構える宗教法人らが処分の取消を求めたが、当事者適格がないとして取消請求を認めなかった事例(平成23年12月14日東京高裁)

【21】区分所有に係る家屋の専有部分のあん分価格は、「固定資産課税台帳に登録された価格」に該当しないとして、地方税法432条1項に基づく審査の申出を却下する決定の取消請求を認めなかった事例(平成23年12月15日東京高裁)

【22】柔道整復師免許を有する者が刑事事件で刑罰に処せられたことを理由に処分行政庁から同免許取り消す旨の処分を受けたことに対し、本件処分には重大な手続的瑕疵が存在し、裁量権の範囲の逸脱があると主張して本件処分の取消しを求めたが、認められなかった事例(平成24年1月18日東京高裁)

【23】処分行政庁がした地方税法433条5項に基づく照会についての回答のうち、同項本文に該当しないため回答できないとした照会事項に対する不回答処分について、その取消を認めず法433条5項による申出人の照会についての回答義務を認めなかった事例(平成24年1月19日東京高裁)

【24】区立中学校生徒の学力向上を目的とする任意団体による派遣私塾講師の有料の特別補習事業に対し、区教育委員会が許可処分及び使用料免除処分をしたことに区住民らが財産の管理を怠る事実にあたるとして損害賠償請求等をしたがいずれも認められなかった事例(平成22年3月30日東京地裁)

(その他)

【25】Aは、司法書士Yと任意後見契約を締結し、Aの財産管理等の事務を委任していたところAは死亡、X(Aの相続人)がYに対し損害賠償、及び報告書の交付等を請求し、報告書の交付請求のみが認容された事例(平成24年1月30日京都地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最二判平成24年6月29日 最高裁HP

平成24年(受)第539号 不当利得返還請求事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120629161322.pdf>

(裁判要旨)

貸金業者Yの完全子会社Aが、Yの子会社再編を目的とする債権譲渡基本契約に基づき、Aの顧客Xとの間の継続的な金銭消費貸借取引に係る債権をYに譲渡したからといって、YがAのXに対する過払金返還債務を承継したとはいえないとされた事例

(理由)

AからYへの債権譲渡について包括的に定めた本件債権譲渡基本契約には、契約上の地位の移転や過払金等返還債務の当然承継を定める条項はないから、本件譲渡により、直ちに、Yが、Aの契約上の地位の移転を受け、又はAの過払金等返還債務を承継したということとはできない。また、本件債権譲渡基本契約中の本件債務引受条項は、譲渡債権に係るAの顧客を第三者とする第三者のためにする契約の性質を有するところ、本件変更契約の締結時までに、Xは、Yに対し、本件譲渡に係る通知に従い弁済をした以外には、Aとの約定残債権につき特段の行為をしておらず、上記弁済をしたことをもって、本件債務引受条項に係る受益の意思表示をしたものとみる余地はない。そうすると、本件債務引受条項は、Xが受益の意思表示をする前にその効力を失ったこととなり、Yが本件債務引受条項に基づき上記過払金等返還債務を引き受けたということとはできない。最高裁平成23年(受)第516号同年9月30日第二小法廷判決・裁判集民事237号655頁は、上告人が、本件業務提携契約を前提としてその完全子会社Bの顧客に対し上告人との間で金銭消費貸借取引に係る基本契約を締結することを勧誘するに当たって、顧客とBとの間に生じた債権を全て承継し、債務を全て引き受ける旨の意思表示をしたものと解するのが合理的であり、顧客も上記の債権債務を被上告人において全てそのまま承継し、又は引き受けることを前提に、上記勧誘に応ずる旨の意思表示をしたものと解される場合につき判断したものであり、Xの意思を考慮することなくAとYとの間で本件譲渡がされたにすぎない本件とは、事案を異にすることが明らかである。

(2) 高松高判平成22年11月26日 判例タイムズ1370号199頁

平成21年(ネ)第438号 離婚請求控訴事件(取消, 自判・上告, 上告受理申立(後上告棄却, 上告不受理))

別居期間が7年に及ぶ夫婦間で、夫Xが妻Yに対し離婚を求めた事案において、先天的に重度の障害のある長女(控訴審の口頭弁論終結時25歳)を、Yとその母が24時間介護にあたっているという事情があり、本判決は、同居期間約19年と比較して別居期間はそれほど長いものではないこと、複数の障害により24時間介護が必要な長女は未成熟子又はこれに準じるものというべきであること、XからYに対し、長女の介護に関し、Xが住居の確保と以後月額43万円の給付を行うこと等の申出があるものの、これまでYとともに長女の介護を行ってきたYの母の年齢からすれば、近い将来、長女の介護を行うことが困難になることが予想され、第三者に賃金を支払って長女の介護を行わなければならない事態も多分に想定されることからすると、従前の婚姻費用額よりも多額の生活費が必要になることも考えられること、Xの申出が信用できるものであるとしても、時の経過によって、YとX及び長女を取り巻く環境の変化が生じ得ることや、Xの提案内容について永続的にその実現を保証する手だては講じられていないことなどを考慮すると、離婚によってYが過酷な状況に置かれることが想定されるところであるとし、一審判決を取り消して、Xの請求を棄却した。

(3) 福岡高判平成22年11月26日 判例タイムズ1371号231頁

平成21年(ネ)第963号 損害賠償請求控訴事件(取消, 自判・上告, 上告受理申立)

本件は、被告病院を外来受診した後に急性心筋梗塞により死亡した患者の遺族が、被告病院に診療上の過失があったとして不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。遺族は、本件では、心電図の異常や胸痛の持続等の状況から急性冠症候群を疑うべきであり、担当医師は一般内科の専門医であったのであるから、循環器担当医にコンサルトすべき義務や転送義務があったのにこれを怠った過失があると主張したが、本判決は、担当医師が行った処置(問診等を行った上での心電図検査等)は、胸痛を訴える患者に対するものとして合理的であったとし、循環器専門医であれば急性冠症候群の可能性を考慮して更に検査を進めた可能性が高かったといえるものの、消化器内科を中心とする一般内科医である担当医師に、専門医と同等の判断を要求することは酷であるとして、急性心筋梗塞を疑わせる所見を見逃したことはやむを得なかったとして過失を認めず、原判決を取り消して請求を棄却した。

(4) 広島高判平成23年8月25日 判例時報2146号53頁

平成22年(ネ)第41号 損害賠償請求控訴事件 変更(上告)

本件は、後見人Cが未成年者Xの兄であったため遺産分割協議を行うに当たって利益相反が生じ、未成年者のために弁護士Yが特別代理人に選任され、あらかじめ協議されていた遺産分割協議案を了承した場合において、特別代理人である弁護士の未成年者に対する不法行為責任が問題になった事案である。

本判決は、特別代理人は、家事審判法16条、民法644条により、その権限を行使するにつき善管注意義務を負い、遺産分割協議案が掲げられた特別代理人は、被相続人の遺産を調査するなどして遺産分割協議案が未成年者保護の観点から相当であるか否かを判断すべき注意義務を負うとした上、本件では遺産につきさしたる調査をしなかった等として不法行為を認めた第一審の判決を基本的に引用し、Xの損害額につき一審で控除したCの保管金の控除を否定し、Yの消滅時効、権利濫用の主張を排斥し、成年に達した後も漫然と事態を放置したXにも落ち度があるとして過失相殺を5割認めた。

(5) 東京高判平成24年3月19日 判例時報2147号118頁

平成23年(ネ)第7546号 損害賠償請求控訴事件 取消(確定)

東日本大震災によって上階の居室の電気温水器の配水管に亀裂が生じ、階下の居室にまで被害が及ぶ水漏れ事故が発生した事案において、階下の部屋の所有者及び居住者が、上階居室の所有者(Y1)に対し土地工作物の設置・保存に瑕疵があったと主張し、民法717条1項に基づき損害賠償を請求し、同所有者(Y1)と個人財産総合保険契約を締結していた損害保険会社(Y2)に対し同所有者の損害賠償責任につき保険契約の個人賠償責任総合補償特約に基づき保険金の支払義務を負うと主張して保険金請求をしたところ、原判決は、Y1に対する請求を一部認容し、Y2に対する請求についても、特約約款に地震免責条項が規定されていたが「地震」を限定解釈して同条項の適用を認めず、Y1の支払義務が確定した時に損害金に相当する保険金を支払うべきものとする限度で認容した。原判決に対しY2が控訴したところ、控訴審は、地震免責条項は、免責の対象となる地震の意義ないし範囲等について何ら限定を付しておらず、社会通念上「地震」の意義は明確で、「地震」の語をその強度、規模等によって限定的に解釈することはできず、地震と相当因果関係のある損害であれば地震免責条項の対象になると解するのが相当で、その他地震保険に関する法律との関係や他の免責事由との比較、保険契約者間の公平等を検討し、「地震」の限定解釈は相当ではない、また、契約者ではない原告が保険会社に対して直接請求することはできない、と判示し、Y2敗訴部分を取り消し、原告らのY2に対する請求をいずれも棄却した。

(6) 東京高決平成24年5月24日 金法1948号107頁

平成24年(ラ)第967号 担保権消滅許可決定に対する抗告事件(抗告棄却)

A社は、銀行から融資を受けて土地を買い受け、そこに8階建ての事務所兼店舗を建築したが、建物建築を請け負ったXにその代金を支払わないまま民事再生を申し立て、再生手続開始決定を受けた。その後、同再生手続は廃止され、破産手続に移行し、Yが破産管財人に選任された。上記建物の2階から8階について、Xが占有を継続し、商事留置権を主張したため、Yは、上記土地建物を一体として任意売却の上、その代金の一部を土地の抵当権者である銀行及びXに配分して各担保権を消滅させるべく、担保権消滅許可の申立をした。この申立に対して、Xから、評価額に不服があるとして、破産法188条に基づき、上記建物の2～8階につき、Yの提示する金額を20分の1上回る金額で買い受ける旨の申出がなされたが、破産裁判所は、Xのこの買受申出が、土地利用権のない建物部分を対象とするものであり、買受物件の利用を想定し難く、権利の濫用であるとして排斥し、Yの許可申立を全部認容する決定をした。この原審の決定に対し、Xが即時抗告をしたのが本件である。

本決定は、破産者が土地建物を所有する場合において、建物に存する商事留置権が土地利用権に及ばない場合には、破産管財人が土地建物を一体として売却することを前提として破産法186条の担保権消滅許可の申立をすることは、建物の商事留置権の価値を見出す上で最も優れた方法であって、留置権者も相当額の金銭の分配を受けることができるのであり、留置権者がこの措置に対抗して同法188条の買受けの申出をすることは経済合理性を欠き、権利の濫用に当たるとして、Xの抗告を棄却した。

(7) 東京地判平成22年12月28日 金法1948号119頁

平成22年(ワ)第22041号 預金返還請求控訴事件(主位的請求棄却・予備的請求一部認容)

本件は、禁治産者であった亡Aの後見人であったX1が、Y銀行に対し、Yの支店に「A後見人X1」名義で開設された預金口座の預金残高15万9184円について、その払戻しを請求する主位的請求に係る事件と、亡Aの共同相続人の1人であるX2が同額の払戻しを請求する予備的請求に係る事件とが、併合して提起された事案である。なお、A死亡時点で上記預金口座には上記預金残高以外に750万円が存在していたが、これについては、他の共同相続人が取得しており、その旨の遺産分割協議が成立していた。

本判決は、原告を複数とする主観的予備的請求の適法性について、主観的予備的請求が不適法とされる理由は、主と

して、予備的請求における被告の法的地位が不安定となることにあるものと解されるところ、原告に係る訴えの主観的予備的請求においては、このような問題点は格段に小さく、被告にとっても複数の請求を一時的に解決することが可能になるなどの利点もあることからして、これを不合法とする必要はないと判示した。そして、後見終了後における後見人の財産管理権は民法654条に規定する緊急処分等に限定されるが、X1の預金の払戻請求はその要件を充たさないとし、X2からの払戻請求については、本件訴訟に先立ちY銀行がした無過失による債権者不確知を理由とする弁済供託を、当該供託がなされた時点では他の共同相続人が上記預金口座にあった750万円を受領したことを認めるに足りる証拠が未だ提出されていなかったこと等に照らして有効として、供託金額としてわずかに不足していた遅延損害金分1944円について一部認容した。

(8)東京地判平成23年7月19日 判例タイムズ1370号192頁

平成22年(ワ)第14026号 損害賠償等請求事件(第1事件)、平成22年(ワ)第27453号 損害賠償等請求事件(第2事件)(請求棄却・控訴)

大手電気機器メーカーY会社の代表取締役Aは、Aが反社会的勢力と関係のある投資ファンドX社と親交していることが問題であるとする監査役らから、取締役の辞任を求められたため、それに応じて辞任を申し出て、取締役会でそれが承認された。Y会社は、当初、辞任理由を病気療養と公表していたが、後に、記者会見等で、X社らについて「反社会的勢力との関係が疑われる」などと表現して、辞任の経緯等を説明するに至ったため、X社は、これらの説明により名誉を毀損されたとして、Y会社らに対し慰謝料の支払等を求めた。

本判決は、問題となった表現の一部については、「A氏と長年にわたり親交の深い人物が代表取締役をつとめる企業」とするだけであり、一般的読者の普通の注意と読み方を基準とした場合、X社を指すものと認識できたとは認められないなどとし、X社について「反社会的勢力との関係が疑われる」との表現がされた点については、当時、記者会見を開いたAが、反社会的勢力と関係があるX社と親交をしていたことを理由に辞任を迫られたと述べ、それをきっかけにX社の実名を挙げる報道がされるに至ったもので、辞任の経緯やY会社の見解を企業として説明すべき状況下で、X社の実名に言及せず、反社会的勢力と関係があると「疑われる」との表現を用いたり、記者に対してX社に風評被害が及ばないよう協力を求めたりするなど、X社の社会的評価を低下させることのないよう慎重かつ相応の配慮がされたものであり、X社の名誉を不当に毀損する違法な行為とは認められないとして、X社の請求をいずれも棄却した。

(9)前橋地判平成23年9月7日 判例タイムズ1371号207頁

平成21年(ワ)第683号 事務局地位確認等請求事件(認容・控訴(後和解))

原告は平成3年から被告の事務局員として勤務し、同20年6月16日に退職届を提出したが、同届は心裡留保により無効である等と主張し、労働契約上の権利を有する地位にあることの確認等を求めた。本件では、過去に被告の会長を長い間務め、平成20年度の会長にも選出されたXに不正行為があるとして、同19年度の会長であったYがこれを追及し、さらに、原告にも不正行為があったとしてこれを追及する等し、Yらが同不正行為を暴くとして被告事務室の入り口ドアガラスを破って同室を占拠する等の事態が生じていたところ、本判決は、原告は独り暮らしをしており収入が被告からの給与のみであったので退職する意思はなかったが、Yらが自宅にまで来て原告に面会を求めたこともあって、このまま事務局員を続けるとYらから厳しい追及を受けて事態が混乱するとXの助言を聞き入れて、取り敢えず退職願を提出し、Yらにもそれを見せて事態が収まるのを待つこととし、同日、退職願を提出したものであるから、同届は民法93条所定の心裡留保となるとし、かつ、被告の会長Xはこれを知って受領していたのであるから、同条但書により無効になるとし、請求を認容した。

(10)東京地判平成24年1月13日 判例時報2146号65頁

平成23年(ワ)第3223号 建物収去土地明渡請求事件 棄却(確定)

本件は、借地契約上の無催告解除特約、破産・競売を理由とする解除特約に基づく解除の効力が問題となった事案である。

Xから建物所有目的で土地を借りていた訴外Aが破産宣告を受け、根抵当権者が土地上の建物につき競売手続を申立て、裁判所は競売許可決定をした上で地代代払許可をしたが、2か月分の賃料が支払われなかったため、Xは無催告解除特約に基づき土地の賃貸借契約を解除し、また、Aにつき破産、競売を理由とする解除特約を主張し、競売により土地上の建物を取得したYに対し本件建物の収去と土地の明渡しを求めた。

本判決は、賃料不払を理由とする解除について無催告解除特約は催告をしなくても不合理と認められないような事情が存する場合には催告しないで解除できる趣旨の約定と解されるとした上、本件ではそのような事情が存しないから解除は有効とは認められない、破産・競売を理由とする解除は借地借家法9条の規定により無効であるから解除は有効とは認められないとしてXの請求を棄却した。

【商事法】

(11) 東京高判平成24年1月26日 金法1949号97頁

平成22年(ネ)第1336号 求償金請求控訴事件(原判決変更・請求認容)

Z社のA信用金庫等からの借入れについて、X保証協会が信用保証し、その後、X保証協会が信用金庫等に対し、Z社の債務を代位弁済した。その後、X保証協会は、Yに対し、X保証協会のZに対する求償権についてYが保証したとして、求償金等の履行を求めたが、これに対し、Yは、当該保証契約の無効を主張するとともに、各金融機関は、X保証協会の保証のもとで貸し付けた貸付金をZ社に対する既存の債権の弁済に充てており、これは各金融機関とX保証協会の間、いわゆる旧債振替禁止条項に違反する行為であるから、X保証協会は各金融機関に対する保証責任を免れるので、X保証協会は、Z社に対する求償権を有さず、Yに対してもその履行を請求できないと主張して争った。原審は、保証無効の主張を排斥した上で、A信用金庫によるZ社に対するX保証協会の保証付貸付金の一部については実質的に旧債振替禁止条項に違反するとして、その部分についてX保証協会の求償権行使を認めなかった。これに対し、X保証協会が控訴した。

本判決は、A信用金庫とZ社との間には、15年以上前から、2000万円の手形貸付と、2300万円の定期預金があったところ、平成10年12月24日までにA信用金庫、X保証協会、Z社、Yの間で、それぞれ金銭消費貸借契約、信用保証契約、保証契約が締結された後、同月29日に、この定期預金が解約されて手形貸付の弁済に充てられ、同日午後X保証協会の保証付きで2300万円の貸付が実行されたという本件事案においては、A信用金庫の上記2300万円の貸付金が、直接、既存の手形貸付2000万円に充当されたとも、これで実質的に手形貸付債権の回収がされたともいえず、信用保証協会の信用保証制度の目的が害されたと評価することはできないとして、Yの旧債振替禁止条項違反の主張を認めなかった。

【知的財産】

(12) 知財高判 平成24年7月4日 裁判所HP

平成23年(行ケ)第10313号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120709173822.pdf>

無効審判の請求人である原告が、被告の本件発明に係る特許に対する特許無効審判の請求が成り立たないとした本件審決の取消を求めた事案で、無効審判請求書において審判請求人であった原告が主張した一致点及び相違点と異なる一致点及び相違点を認定した本件審決は特許法153条2項に違反すると主張したが、採用されなかった事案。

原告は、本件特許無効審判請求書において、特許を無効にする根拠となる事実の1つとして、特許法29条2項に該当することを主張するとともに、引用例1を始めとする証拠を挙げ、本件発明と引用例1に記載された発明との対比を主張した。本件審決は、引用例1を主引用例として本件訂正発明が特許法29条2項の規定を満たしているか否かを審理し、本件訂正発明と引用発明との一致点及び相違点を認定した上、原告が挙げた証拠を検討して本件訂正発明が容易に想到することができたとはいえない旨判断した。なお、本件審決における本件訂正発明と引用発明との一致点及び相違点の認定は、原告が無効審判請求書に記載した主張や被告の本件無効審判における主張とは同一のものではない。

特許法153条2項は、審判において当事者が申し立てない理由について審理したときは、審判長は、その審理の結果を当事者に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならないと規定している。これは、当事者の知らない間に不利な資料が集められて、何ら弁明の機会を与えられない内に心証が形成されるという不利益から当事者を救済するための手続を定めたものである。

したがって、特許法153条2項にいう「当事者の申し立てない理由」とは、新たな無効理由の根拠法条の追加や主要事実又は引用例の追加等、不利な結論を受ける当事者にとって不意打ちとなりあらかじめ通知を受けて意見を述べる機会を与えなければ著しく不公平となるような重大な理由をいうものであって、特定の引用例に基づいて当該発明が容易に想到できるか否かの判断の過程における一致点や相違点の認定は、上記「当事者の申し立てない理由」には当たらないと解される。よって、審決における特定の引用例との一致点や相違点の認定が、審判手続における当事者の主張するそれと異なっていたとしても、そのことをもって直ちに同項に違反するものとはいえない。また、特許無効審判の判断の過程において、当事者の一致点や相違点に係る主張に拘束されるものではない。

(13) 知財高判平成24年7月11日 裁判所HP

平成24年(行ケ)第10001号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120713160726.pdf>

特許出願人である原告が、拒絶査定不服審判の請求を不成立とする審決の取消を求めた事案であり、請求項に規定された事項が自然法則を利用するものであるか争点となったが、特許法2条1項、29条1項柱書にいう「発明」には該当しないと判断された事案。

原告が特許出願したのは、漢字仮名交じり文と並んで、さらに漢字仮名交じり文に代わって日本語を表記するためのローマ字表に関するものであり、(a)母音の「イ」を「i」と「y」で表し、カ行・ダ行・ラ行に複数の子音を設け、さらに外来語を考慮した関連音表記を付加するとともに、(b)「a」、「y」、「u」、「e」、「o」の母音の上にナゴン記号「゛」を付加して小字体の「a」、「y」、「u」、「e」、「o」にそれぞれ対応できる文字を設け、(c)「ん」を含む単語においては「ん」の後に「gh」を用いて単語を構成し、(d)「g・・・・h」記号によって、意味は持つが発音はしないつづり字を設け、これにより、(a)単語性の向上、(b)漢字仮名交じり文の全てを表すことができる、(c)「ん」を含む単語の発音を正確にすることを可能にする、(d)同音異義語に関し、同音であっても意味の違いを読み取ることができるようになる、といった効果を奏するものと認められる。

特許法29条1項柱書は、「産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる」と定め、その前提となる「発明」について同法2条1項が、「この法律で『発明』とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう」と定めている。そして、ゲームやスポーツ、語呂合わせといった人間が創作した一定の体系の下での人為的取決め、数学上の公式、経済上の原則に当たるとき、あるいはこれらのみを利用しているときは、自然法則(law of nature)を利用しているとはいえず、「発明」には該当しないと解される。

かかる見地から本件出願に係る請求項をみるに、そこに記載の事項は、いずれも、人為的な取決めないしは人間の精神活動のみに基づく取決めであって、自然法則を利用しているとはいえず、特許法2条1項、29条1項柱書にいう「発明」には該当せず、特許を受けることはできない。

なお、原告は、本件出願に係る事項は、単語性という統合理念によって要請された取決めであり、人為的取決めではないなどと主張するが、本願請求項、明細書及び図面に記載の事項は、「仮名文字表記」と「ローマ字表記」という人間が創作した一定の体系の下で人間が定めた、取決めないしルール(人為的取決め)にすぎないことには変わりはない。

(14)東京地判平成24年6月28日 裁判所HP

平成23年(ワ)第37057号 不正競争発信者情報開示請求事件

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120704165906.pdf>

被告のレンタルサーバに係る契約に基づき記録された「Plus」という標章が掲載されているウェブページによって、原告の営業を表示するものとして需要者の間に広く認識された商品等表示「PLUS」にかかる権利を侵害されたと主張して、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)4条1項に基づき、被告のレンタルサーバに上記ウェブページの情報記録した者について、被告が保有する発信者情報の開示を求めた事案。

原告商品等表示「PLUS」は、原告の営業を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたものと認められる。本件各標章の要部は、「PLUS」あるいは「Plus」の部分であって、本件各標章は周知の原告商品等表示に類似するから、本件ウェブページ上でその営業を表示するものとして本件各標章を使用する行為は、不正競争防止法2条1項1号に該当し、原告の営業と混同を生じさせるものといえることができる。そして、本件において、特段の事情があることは窺えないから、本件ウェブページ上で本件各標章を使用する行為によって原告の営業上の利益が侵害されたものと認められ、被告のレンタルサーバは、インターネット上で不特定の者に対する送信をするのであるから、本件ウェブページに掲載された情報の流通によって原告の権利が侵害されたことは明らかである、として、原告の請求が認められた。

(15)東京地判平成24年6月29日 裁判所HP

平成23年(ワ)第18147号 不正競争名称抹消等請求事件

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120703104630.pdf>

日本舞踊の普及等の事業活動を行う原告らが、「花柳流」及び「花柳」の名称は「花柳流四世宗家家元花柳壽輔」(四世宗家家元)の芸名を有する原告Aの営業表示として、「花柳流花柳会」の名称は権利能力なき社団である原告花柳流花柳会の営業表示として、それぞれ著名又は周知であり、被告がその事業活動に原告らの上記営業表示と同一又は類似の「一般社団法人花柳流花柳会」の名称を使用する行為は不正競争防止法2条1項1号又は2号の不正競争行為に該当する旨主張して、被告に対し、同法3条に基づき、被告名称等の使用の差止及び被告名称の抹消登記手続を求めた事案。

被告は、花柳流の宗家は、原則として花柳家の血筋の者が受け継ぐものであり、家元は、先代の指名に基づいて受け継ぐものであるが、原告Aは、花柳家の血筋を引いていないので、宗家ではなく、三世宗家家元の指名を受けていないから、家元でもない等の理由により、原告Aの四世宗家家元の襲名は違法なものであり、法的に保護すべきものではないから、「花柳流」及び「花柳」の表示は、原告Aの営業表示とはいえず、また、原告Aの営業表示として周知であるとはいえない旨主張したが、認定事実によれば、原告Aが三世花柳壽輔から花柳流宗家家元の地位を正当に継承した四世宗家

家元であることは、その襲名発表以来、日本舞踊の業界はもとより、社会的に広く認識されてきたことが認められる。

被告が、その事業活動に被告名称を使用する行為は、原告らに対する不正競争防止法2条1項1号の不正競争行為に該当し、これにより原告らの「営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれ」（同法3条1項）があるものと認められるので、被告に対して、原告ら主張の被告名称等の差止及び「侵害の停止又は予防に必要な行為」（不正競争防止法3条2項）として、原告らが主張する抹消登記手続が認められた。

【民事手続】

(16)神戸地判尼崎支部平成23年10月14日 判例タイムズ1371号238頁

平成23年(モ)第2号 移送申立事件(申立却下・確定)

本件で、兵庫県西宮市に居住するXは、インターネット専門の店頭外国為替証拠金取引業者Yに対し、Yが市場実勢から大幅に乖離した価格設定を行ってロスカットをしたことにより取引差損が生じたとして、神戸地裁尼崎支部に不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起したところ、Yは、XY間で締結された約款に、Yの本店所在地を管轄する裁判所を専属的管轄とする旨の合意があるとし、東京地裁への移送を求める等した。本決定は、取引会社側に有利な特定の裁判所のみ管轄を限定することは顧客に極めて重大な影響を及ぼすものであるところ、本件約款はYが一方的に規定した定型的な約款であり、本件管轄条項のみを分別して合意することは難しいこと、同約款に合意しないと取引ができないこと、管轄合意について特に注意喚起がなされている等の特段の事情がないこと等を理由に、本件管轄合意については排他的な管轄合意がなされたと解することはできず、付加的な管轄合意をしたものにとどまるとし、また、本件管轄合意がされるに至った過程等に鑑みると、当庁で審理するのが当事者間の衡平を図ることになるということが出来る等とし、Yの申立を却下した。

【刑事法】

(17)最三決平成24年6月28日 最高裁HP

平成24年(し)第25号 検察官がした刑事確定訴訟記録の閲覧申出不許可処分に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件(原決定取消、不許可処分取消)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120702104205.pdf>

(要旨)

刑事確定訴訟記録法に基づく判決書の閲覧請求について、「プライバシー部分を除く」とする限定の趣旨を申立人に確認することなく、閲覧の範囲を検討しないまま、民事裁判においてその内容が明らかにされるおそれがあるというだけの理由で同法4条2項4号及び5号の閲覧制限事由に該当するとして判決書全部の閲覧を不許可とした保管検察官の処分には、同条項の解釈適用を誤った違法があるとして、不許可を是認して準抗告を棄却した原決定を取消し、閲覧不許可処分を取り消した事案。

(判断)

刑事確定訴訟記録である第1審判決書は、国家刑罰権の行使に関して裁判所の判断を示した重要な記録として、裁判の公正担保の目的との関係においても一般の閲覧に供する必要性が高いとされている記録であるから、その全部の閲覧を申立人に許可した場合には、民事裁判において、その内容が明らかにされるおそれがあり、法4条2項4号及び5号の閲覧制限事由に当たる可能性がないではないが、そのような場合であっても、判決書の一般の閲覧に供する必要性の高さに鑑みると、その全部の閲覧を不許可とすべきではない。

本件では、申立人が「プライバシー部分を除く」範囲での本件判決書の閲覧請求をしていたのであるから、保管検察官において、申立人に対して釈明を求めてその限定の趣旨を確認した上、閲覧の範囲を検討していたとすれば、法4条2項4号及び5号の閲覧制限事由には当たらない方法を講じつつ、閲覧を許可することができたはずであり、保管検察官において、そのような検討をし、できる限り閲覧を許可することが、法の趣旨に適うものと解される。

以上によれば、本件判決書の閲覧請求について、「プライバシー部分を除く」として請求がされていたにもかかわらず、その趣旨を申立人に確認することなく、閲覧の範囲を検討しないまま、民事裁判においてその内容が明らかにされるおそれがあるというだけの理由で法4条2項4号及び5号の閲覧制限事由に該当するとして本件判決書全部の閲覧を不許可とした保管検察官の処分には、同条項の解釈適用を誤った違法があるといわざるを得ない。

(18)東京高判平成22年4月20日 判例タイムズ1371号251頁

平成22年(う)第92号 窃盗未遂(予備的訴因偽計業務妨害)被告事件(破棄自判・上告(後上告棄却))

本件は、駅の自動券売機の硬貨釣銭返却口に接着剤を塗布し、釣銭の付着を待ち、これを回収して取得しようとしたが、接着剤を塗布した後、利用客が訪れる前に駅員に逮捕され、窃盗の着手の有無が問題になった事案である。本判

決は、窃盗罪における実行の着手は、構成要件該当行為自体の開始時点に限定されず、これに密接な行為であって、既遂に至る客観的危険性が発生した時点において認められるところ、本件では、被告人の接着剤塗布行為は券売機の釣銭等を取得するためには最も重要かつ不可欠の行為であり、釣銭の占有取得に密接に結びついた行為であること、接着剤塗布行為に一回でも成功すれば、本件接着剤の効能、乗客の乗車券購入行為等による釣銭の出現の頻度、釣銭が接着剤に付着する確率等を踏まえると、券売機の管理者が占有する釣銭用硬貨を十分に取得することができる状態に至った、換言すれば、硬貨の窃取に至る客観的危険性が生じたというべきであるとし、本件接着剤を各券売機の釣銭返却口に塗布した時点で実行の着手を認めた。

(19)名古屋高等裁判所金沢支部平成24年7月3日判決 裁判所HP

平成24年(う)第19号 強制わいせつ, 傷害, 準強姦(破棄差戻し)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120720101239.pdf>

原判決が、告訴当時10歳11か月の被害者に対する強制わいせつ被害について、親告罪の公訴提起の有効要件である被害者らによる告訴が存在しないとして公訴棄却した公訴事実について、被害者自身による検察官に対する供述調書中の被害申述及び被告人の処罰を求める供述について告訴の効力を認めて、公訴を棄却した原判決に、請求を受けた事実について審判しなかった違法(刑事訴訟法378条2号)があると認定して、原判決を破棄し原裁判所に差し戻した事例

控訴審は、告訴当時10歳11か月の小学5年生であり、普通の学業成績を上げる知的能力を有した被害者が、被害状況を具体的に申告した上で、その犯人として被告人を特定してその処罰を求める意思を申告していたのであるから、告訴能力としてはこれを備えているというべきであるとし、告訴としての効力が否定されるべき状況にあったと疑われる状況にあったとはいえないと判示した。

【公法】

(20)東高判平成23年12月14日 裁判所(総合)HP

平成22年(行コ)第368号 設計許可処分等取消請求控訴事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120622120052.pdf>

(要旨)

行政庁の行った建築基準法59条の2第1項に基づく許可処分が違法であるとして、本件敷地の近隣に事務所を構える宗教法人らが、処分の取消を求めたが、当事者適格がないとして、取消請求を認めなかった事例

(判断)

1 D寺は、本件建築物の高さの2倍の水平距離の範囲内にある土地の所有者として、総合設計制度上、利害関係人として公聴会への出席を呼び掛けられており、景観に関する意見書も提出しており、保護すべき景観の内容、範囲、保護の態様が明らかである控訴人D寺の景観利益は、個別的利益として保護されており、控訴人D寺には、景観利益に基づく原告適格が認められるべきであると主張。

景観利益は、その主体及び客体の両面においてその範囲を明確に画することができるものではない上、景観利益の保護は、一方において当該地域における土地・建物の財産権に制限を加えることとなり、その範囲・内容等をめぐって周辺の住民相互間や財産権者との間で意見の対立が生ずることも予想されるものであることからすると、景観利益の保護とこれに伴う個人の財産権等の規制は、第一次的に行政法規や当該地域の条例等によってされることが予定されているものであるということが出来る。ところが、建築基準法59条の2第1項の「市街地の環境の整備改善に資する」との要件は、極めて抽象的・一般的なものであるし、総合設計制度の取扱方針を定めた本件許可要綱をみても、具体的にどのように景観に対する配慮を行うのか、それに伴って個人の財産権がどのように制限されるのかは明確にされていない。とすると、これらの規定から、総合設計制度が景観利益を一般公益にとどまらず個々人の個別的利益として保護する趣旨であるとまでみることはできない。

2 D寺は、公聴会への参加資格があり、景観に関する意見を述べていること、台東区景観計画により保護すべき景観の内容、範囲、保護の態様が明らかであることから、控訴人D寺の景観利益は個別的利益として保護されているとして、原告適格があると主張した。

公聴会への参加資格やそこで意見を述べる機会の付与は、広く一般的公益を保護する趣旨で周辺住民に与えられるものとみることのできるものであり、これらが与えられているからといって、建築基準法59条の2第1項がその者の個人的利益を保護する趣旨であると解することはできない。

(21)東高判平成23年12月15日 裁判所(総合)HP

平成23年(行コ)第244号 裁決取消請求控訴事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120622104421.pdf>

(要旨)

区分所有に係る家屋の専有部分のあん分価格は、「固定資産課税台帳に登録された価格」に該当しないとして、地方税法432条1項に基づく審査の申出を却下する決定の取消請求を認めなかった事例。

(判断)

控訴人は、原審が地方税法432条1項にいう「固定資産課税台帳に登録された価格」というのは、本件区分所有家屋1棟の価格であって、本件専有部分のあん分価格ではない旨判示するが、誤りであるとし、区分所有に係る家屋の価格に不服があるときは、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができるが、あん分価格を含め上記の価格以外の事項に不服があるときは、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることはできず、固定資産税の賦課についての不服申立において不服の理由とすることができるにとどまることとなるとする原審の判示が納得できないと主張した。

地方税法341条は、固定資産税に関する用語の意義について定めており、「固定資産課税台帳」とは「土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳を総称する。」とされ(9号)、そこでいう「家屋課税台帳」とは「登記簿に登録されている家屋・・・について第381条第3項に規定する事項を登録した帳簿をいう。」とされ(12号)、そこでいう「登記簿に登録されている家屋」は、区分所有に係る家屋の専有部分が登記簿に登録されている場合においては、当該専有部分ではなく、「当該区分所有に係る家屋とする。」とされている(同号括弧書)。同法の固定資産税に関する他の規定における用語は、これらの定義によってのものであり、上記の意義どおりに解釈すべきものである。そうすると、同法432条1項が固定資産の納税者に固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができるとしている「固定資産課税台帳に登録された価格」というのも、区分所有に係る家屋の専有部分が登記簿に登録されている場合においては、「当該区分所有に係る家屋について同法381条3項に規定する事項を登録した帳簿に登録された価格」をいうことになる。そして、同項は、「登記簿に登録されている家屋」について、「当該家屋」の基準年度の価格又は基準価格を登録することとしているから、「区分所有に係る家屋」の価格が、上記の「固定資産課税台帳に登録された価格」に当たるものであって、それ以外の解釈は上記定義規定に反することになる。したがって、「区分所有に係る家屋の専有部分のあん分価格」は、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる「固定資産課税台帳に登録された価格」には当たらない。そのことは、同法の規定上明らかであり、取扱いの慣行等を理由に別異に解することはできない。

(22)東高判平成24年1月18日 裁判所(総合)HP

平成23年(行コ)第262号 免許取消処分取消請求控訴事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120720152232.pdf>

(要旨)

柔道整復師免許を有する者が、刑事事件で刑罰に処せられたことを理由として、処分行政庁から柔道整復師法8条1項に基づき柔道整復師の免許を取り消す旨の処分(以下「本件処分」という。)を受けたことに対し、同条項に基づく行政処分につき処分基準が設けられておらず、本件処分の理由付記に不備があるなど、本件処分には重大な手続的瑕疵が存在するとともに、裁量権の範囲の逸脱があると主張して本件処分の取消しを求めたが、取消が認められなかった事案。

(判断)

控訴人は柔道整復師法4条3号(罰金以上の刑に処せられた者)に該当したことを理由として免許取消処分を受けたものであるところ、上記条項の定める要件自体は一義的で明確であり、その適用基準を設ける要はないものである。他方、この要件に該当したときに、同法8条1項に基づき、免許の取消又は期間を定めた業務の停止のどの処分を行うかの判断は、当該刑事罰の対象となった行為の種類、性質、違法性の程度、動機、目的、影響のほか、当該柔道整復師の性格、処分歴、反省の程度等、諸般の事情を総合考慮して判断されるべきものであり、処分行政庁の合理的な裁量に委ねられているが、その処分の基準は、処分が行われる事由が広範にわたり、判断要素も多岐に及ぶことからすると、あらかじめ画一的な基準を定めることは困難であり、また必ずしも適切であり必要であるということもできない。

行政手続法12条1項は、このような観点も踏まえて、不利益処分の処分基準の策定及び公表について、一律にこれを法的義務とはせず、努力義務とするにとどめているのであり、医師等について処分基準が策定されておらず、医道審議会の「医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方」等も抽象的なものにとどまっているのも、同様の理由によるものと解される。

そうすると、柔道整復師法8条1項に基づく処分について、その処分基準が策定・公表されていないこと自体は、本件処分に瑕疵をもたらすものではないというべきである。

柔道整復師が柔道整復師法4条3号に該当する場合に、免許を取り消し、又は柔道整復師としての業務の停止を命ずるかどうかが、業務の停止を命ずるとしてその期間をどの程度にするかということは、処分行政庁が、裁量権の行使として、上記の諸般の事情を考慮して判断すべきものであり、処分行政庁が裁量権の行使としてした柔道整復師としての免許を取り消す処分は、それが社会通念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、その裁量権の範囲内にあるものとして、これを違法であるということとはできない。

控訴人は、本件処分は、控訴人が刑事手続において実刑判決を受けたことの一事をもって免許取消処分を行ったものであり、罪自体の悪質さや反省状況、処分時までの変化等について他の処分事例と比較すれば、本件処分は平等原則に違背しており、裁量権の範囲の逸脱がある旨主張する。

しかし、本件詐欺事件は、控訴人が柔道整復師の免許を有する立場を利用して行ったものである上、約10か月の間に合計15回にわたり同様の犯行を繰り返したものであることを考慮すれば、詐取した金額の合計は他の事例と比較して多くはないとしても、このことを理由に相当重い処分が行われてしかるべき性質のものであって、控訴人が、本件詐欺事件後反省の意を表し、本件処分時には柔道整復師の資格を生かした仕事に従事して真面目に勤務していることなど控訴人の主張する有利な事情を十分考慮しても、また、これらの情状につき他の処分事例より有利な事情があったとしても、本件処分が社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱するものであるとまでいうことはできない。他の処分事例との比較において本件処分が過度に重く不相当であるとまでいえないことは、原判決の説示しておりであり、被処分者の受けた刑が実刑か執行猶予かという点は、罪責の軽重、柔道整復師としての品位についての評価を表すものとして重要な要素ではあるが、これのみを比較して判断しているものではない。

(23)東高判平成24年1月19日 裁判所(総合)HP

平成23年(行コ)第309号 審査申出人照会事項回答義務付け等請求控訴事件(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120720152657.pdf>

(要旨)

処分行政庁がした地方税法(以下「法」という。)433条5項に基づく照会についての回答のうち、同項本文に該当しないため回答できないとした照会事項に対する不回答処分について、その取消を認めず、法433条5項による申出人の照会についての回答義務を認めなかった事例。

(判断)

法433条5項は、固定資産評価審査委員会が主宰して行う審査手続を充実させ、迅速化させるために、審査申出人の書面による照会とこれに対する市町村長の書面による回答とによって両者の間で審査に必要な資料が収集され、争点整理が円滑に行われることを期待してそのための制度を整備したものであり、同項に基づく照会に対し市町村長が一方的に優越的な地位に立って審査申出人の手続上の権利利益の内容を決定する権限を市町村長に付与する趣旨のものでないことは明らかである。上記の法の規定の文言及び法433条5項の立法趣旨等を総合すれば、法433条5項の審査申出人の市町村長に対する照会は、固定資産評価審査委員会の審査手続の一環として、審査申出人が市町村長から固定資産の評価に必要な資料等の審査の申出に係る主張に理由があることを明らかにするために必要な事項に関する情報を入手し、固定資産評価審査委員会が判断すべき争点を明らかにするために認められたものにすぎないから、法は、同照会に対する市町村長の対応自体を、同審査手続から離れて、別個に抗告訴訟で争うことが可能な処分として構成していないことが明らかというべきであり、また、そのように解しても、固定資産評価審査委員会の審査の決定の取消訴訟を提起してその訴訟手続内において必要な資料を入手し、主張立証を行うことが可能であるから、固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査申出人の権利の救済の目的は、十分に達することが可能である。

(24)東京地判平成22年3月30日 判例タイムズ1370号126頁

平成20年(行ウ)第380号 目的外使用許可処分違法確認等請求事件(一部訴え却下、一部請求棄却・控訴(後控訴棄却))

東京都杉並区和田中学校の生徒の学力向上を目的として、任意団体である和田中学校地域本部が私塾から講師の派遣を受けて実施する有料の特別補習事業「夜スペシャル」に対し、同区教育委員会が許可処分及び使用料免除処分をしたことについて、同区の住民らが、これらを財産の管理を怠る事実当たるという前提の下に、(a)杉並区及び杉並区長に対する本件各処分の無効確認の請求、(b)杉並区長及び区教育委員会委員長らによる当該怠る事実の違法確認の請求並びに(c)杉並区長に対し、杉並区長個人及び区教育委員会委員長らに対する当該怠る事実に係る損害賠償の請求をすることを求める住民訴訟を提起した。本判決は、本件免除処分の無効確認の請求のうち、杉並区に対するものに関しては実体判断に入った上で、本件免除処分に重大かつ明白な瑕疵があるということとはできないとして請求を棄却したが、その他の訴えについて、(a)のうち杉並区長に対するものについては、地方自治法において準用される行政事件訴訟法の規定上、被告適格が認められないとしたほか、(a)のうち杉並区に対する許可処分の無効確認の請求、(b)及び(c)については、区教育委員会による教育財産の目的外使用の許否の処分は、財務会計上の行為としての財産管理行為又はその怠る事実当たらないとして、不適法却下とした。

【その他】

(25) 京都地判平成24年1月30日 判例タイムズ1370号183頁

平成22年(ワ)第3672号 損害賠償等請求事件(一部認容・控訴)

Xの母Aは、Aを委任者とし、司法書士Yを受任者として任意後見契約と共にAの財産の管理等の事務を委任する財産管理委任契約(以下「本件契約」という。)を締結し、Yに対し貯金通帳等を交付していたところ、Xが、その後郵便貯金が解約されて貯金が所在不明になった等の事実を主張して、Yに対し損害賠償を請求すると共に、本件契約に基づき委任事務処理状況についての3か月ごとの報告書を交付するよう求めた。

本判決は、損害賠償請求について棄却をしたが、財産に変動がなく特段報告すべき事項がなくとも、本件契約(3か月ごとに委任事務処理の状況につき報告書を提出して報告する旨の約定がある)に基づく3か月ごとの報告書による事務処理状況の報告義務がなくなるものではないとし、かつ、Aの死亡により本件契約が終了しても、その相続人に不可分債権として相続されたものと解すべきであると判断し、Xの報告書の交付請求を認容した。

【紹介済み判例】

知財高判平成22年3月25日 判例タイムズ1370号206頁

平成21年(ネ)第10047号 著作権侵害差止等請求控訴事件(変更・上告, 上告受理申立)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20100326155245.pdf>

法務速報108号17番で紹介済み

神戸地判平成23年1月18日 判例時報2146号106頁

平成19年(ワ)第1046号 損害賠償請求事件一部認容, 一部棄却(確定)

法務速報133号4番で紹介済み

最小三判平成23年3月9日 金法1948号104頁

平成21年(ク)第1027号 遺産分割審判に対する抗告審の変更決定に対する特別抗告事件(特別抗告却下)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110314134519.pdf>

法務速報119号20番で紹介済み

最小一判平成23年3月24日 金法1948号90頁

平成21年(受)第1679号 敷金返還請求事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110325093237.pdf>

法務速報120号2番で紹介済み

東京高決平成23年5月17日 判例タイムズ1370号239頁

平成23年(ラ)第445号 一部文書提出命令に対する特別抗告事件(取消, 自判・許可抗告)

法務速報133号18番で紹介済み

最小二判平成23年6月3日 金法1949号93頁

平成22年(受)第285号 土地所有権確認請求事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110603112246.pdf>

法務速報122号1番で紹介済み

最小三判平成23年7月12日 金法1948号90頁

平成22年(受)第676号 保証金返還請求控訴, 同附帯控訴事件(一部破棄自判, 一部上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110712163531.pdf>

法務速報123号3番で紹介済み

最小二判平成23年7月15日 金法1948号83頁

平成22年(オ)第863号, 同年(受)第1066号 更新料返還等請求本訴, 更新料請求反訴, 保証債務履行請求事件(一部破棄自判, 一部上告却下)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110715143324.pdf>

法務速報123号5番で紹介済み

東京高判平成23年9月9日 判例タイムズ1370号179頁
平成23年(ネ)第2831号 不当利得返還請求控訴事件(控訴棄却・上告,上告受理申立)
法務速報132号3番で紹介済み

最小二決平成23年9月30日 金法1949号87頁
平成23年(受)第516号 不当利得返還請求事件(破棄差戻)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110930144558.pdf>
法務速報126番1号で紹介済み

最二判平成24年1月13日 判例タイムズ1371号118頁
平成21年(行ヒ)第404号 所得税更正処分等取消請求事件(一部破棄自判,一部破棄差戻)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120113153829.pdf>
法務速報129号26番で紹介済み

最一判平成24年1月16日 判例時報2147号127頁
平成23年(行ツ)第263号・同(行ヒ)第294号 懲戒処分取消等請求事件(一部上告棄却,一部破棄自判)
最一判平成24年1月16日 判例時報2147号127頁
平成23年(行ツ)第242号・同(行ヒ)第265号 停職処分取消等請求事件(一部破棄自判,一部破棄差戻,一部上告棄却)
(教職員国旗国歌訴訟(懲戒処分取消等請求訴訟)上告審判決)
法務速報129号32番で紹介済み
法務速報129号33番で紹介済み

最一判平成24年1月16日 判例タイムズ1370号80頁
平成23年(行ツ)第263号,同(行ヒ)第294号 懲戒処分取消等請求事件(一部上告棄却,一部破棄自判)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120116162214.pdf>
法務速報129号32番で紹介済み

最一判平成24年1月16日 判例タイムズ1370号80頁
平成23年(行ツ)第242号,同(行ヒ)第265号 停職処分取消等請求事件(一部破棄差戻,一部破棄自判,一部上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120116143405.pdf>
法務速報129号33番で紹介済み

最一判平成24年1月16日 判例タイムズ1371号118頁
平成23年(行ヒ)第104号,第105号 所得税更生処分取消請求事件(一部破棄差戻,一部上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120116113157.pdf>
法務速報129号27番で紹介済み

最一決平成24年1月26日 判例時報2148号61頁
平成23年(許)25号 遺産分割審判に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120130160134.pdf>
法務速報130号2番で紹介済み

東京地判平成24年1月26日 判例タイムズ1370号245頁
平成22年(ワ)第43620号 否認権行使請求事件(一部認容・控訴)
法務速報133号21番で紹介済み

最三決平成24年1月30日 判例タイムズ1371号137頁
平成22年(あ)第340号 傷害被告事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120202091308.pdf>
法務速報130号18番で紹介済み

最一判平成24年2月9日 判例タイムズ1371号99頁
平成23年(行ツ)第177号,第178号,同(行ツ)第182号 国歌斉唱義務不存在確認等請求事件(上告棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120209175809.pdf>

法務速報130号20番で紹介済み

最一決平成24年2月14日 判例タイムズ1371号139頁

平成23年(シ)第500号 再審請求棄却決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120217091158.pdf>

法務速報131号30番で紹介済み

最一判平成24年2月16日 判例時報2147号39頁

平成23年(行ヒ)第166号 建築物等移転通知及び照会処分取消請求事件(破棄自判)

法務速報130号21番で紹介済み

最小一判平成24年2月20日 金法1949号79頁

平成21年(受)第1461,第1462号 損害賠償請求事件(破棄自判)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120220120905.pdf>

法務速報131号10番で紹介済み

最三平成24年2月21日 判例時報2146号140頁

平成22年(行ヒ)第489号 不当労働行為再審査申立棄却命令取消請求事件(破棄差戻)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120221142437.pdf>

法務速報131号40番で紹介済み

最一決平成24年2月23日 判例時報2148号65頁

平成23年(受)268号 配当異議事件(破棄自判)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120223154639.pdf>

法務速報131号21番で紹介済み

最一判平成24年2月23日 判例タイムズ1370号122頁

平成23年(受)第268号 配当異議事件(破棄自判)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120223154639.pdf>

法務速報131号21番で紹介済み

最一判平成24年2月23日 判例タイムズ1371号128頁

平成22年(行ヒ)第52号 不当労働行為再審査棄却命令取消請求事件(破棄自判)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120223142926.pdf>

法務速報131号41番で紹介済み

最二決平成24年2月29日 判例時報2148号5頁

平成23年(許)第21号,第22号 株式買取価格決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120305155700.pdf>

法務速報131号11番で紹介済み

最二決平成24年2月29日 判例タイムズ1370号108頁

平成23年(許)第21号,第22号 株式買取価格決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120305155700.pdf>

法務速報131号11番で紹介済み

最三平成24年3月13日 判例時報2146号33頁

平成22年(受)第755号 759号 損害賠償請求事件(一部破棄自判,一部上告棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120313164212.pdf>

法務速報131号12番で紹介済み

最二判平成24年3月16日 判例タイムズ1370号102頁

平成22年(受)第336号 第三者異議事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120316164642.pdf>

法務速報131号3番で紹介済み

最二判平成24年3月16日 判例タイムズ1370号115頁

平成22年(受)第332号 生命保険契約存在確認請求事件(破棄差戻)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120316162941.pdf>

法務速報131号2番で紹介済み

最小二判平成24年3月16日 金法1948号75頁

平成22年(受)第332号 生命保険契約存在確認請求事件(破棄差戻)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120316162941.pdf>

法務速報131号2番で紹介済み

最二判平成24年3月23日 判例時報2147号61頁

平成22年(受)第1529号 損害賠償等請求事件(破棄差戻)

法務速報132号1番で紹介済み。

最二判平成24年4月2日 判例タイムズ1371号89頁

平成22年(行ヒ)第367号 生活保護変更決定取消請求事件(一部破棄差戻,一部終了宣言)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120402151429.pdf>

法務速報132号27番で紹介済み

最二判平成24年4月27日 判例タイムズ1371号133頁

平成21年(受)第1923号 保険金請求事件(一部破棄自判,一部上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120427140603.pdf>

法務速報133号10番で紹介済み

2. 平成24年(2012年)7月24日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 180 23

養ほう振興法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 養蜂業者の養蜂の届出義務を養蜂業者のほか蜜蜂の飼育を行う者にも課すこと,蜜源植物の保護及び増殖に関する施策等について定めた法律

3.7月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

佃 浩一/上原裕之 編 立花書房 600頁 6,800円
家事事件重要判例50選

山田俊一 著 ぎょうせい 395頁 4,800円
夫婦財産契約の理論と実務

澤野順彦 著 新日本法規 360頁 3,885円
判例にみる借地借家の用法違反賃借権の無断譲渡転貸

宮田正之 編著 立花書房 576頁 2,800円
すぐに役立つ・わかりやすい交通事故事件一件書類記載例集

大沼長清/井上久彌/磯邊和男 編集 寺西尚人 著 高橋順一/八木清文/柳澤由喜江 編集協力 ぎょうせい 523頁
5,250円
第七次改訂 会社税務マニュアルシリーズ3 合併・分割

本村 彩 著 金融財政事情研究会 448頁 4,830円
一問一答改正資産流動化法

4.7月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

石寄信憲 編著/橋村佳宏/鈴木宗紹/安藤源太/兼平誠也/橋 大樹/加藤 彩 著 中央経済社 816頁 6,720円
賃金規制・決定の法律実務

加藤新太郎/山本和彦 編 立花書房 664頁 7,800円
裁判例コンメンタール民事保全法

日本弁護士連合会 日弁連中小企業法律支援センター 編 商事法務 358頁 3,465円
中小企業事業再生の手引き

倒産実務交流会 編 青林書院 488頁 5,040円
争点 倒産実務の諸問題

環境法政策学会 編 商事法務 316頁 3,675円
公害・環境紛争処理の変容 その実態と課題

水野谷幸夫 著 立花書房 200頁 1,700円
Q&A実例 過失犯捜査の実際

5. 発刊書籍の解説

- ・ 夫婦財産契約の理論と実務

著者は税理士だが、夫婦財産制度の沿革、学説、各国の財産制度、モデル契約、登記例などが解説されている。

- ・ 争点 倒産実務の諸問題

執筆に多数の弁護士や研究者が携わっている。

倒産処理の手法として、ADRや会社分割などが解説されており、管財人等の地位と職務、担保権や保証人の求償権、相殺、その他契約関係の処理が解説されている。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。